



雨水幹線路の建設中の様子（水場川右岸第1幹線）

清須市下水道事業中期経営戦略  
第2次改訂版 令和7年度～令和26年度  
令和7年2月策定

清須市建設部上下水道課



# 目次

I 経営戦略策定の目的 .....	1
1 経営戦略の目的	
2 計画期間 .....	2
3 位置付け	
II 下水道事業の概要 .....	3
1 下水道事業のあゆみ	
2 流域下水道事業の概要 .....	4
III 現状と課題 .....	6
1 施設の現況	
2 汚水事業の収支の状況	
3 経営比較分析表を活用した現状分析 .....	7
IV 今後の経営の基本方針 .....	10
1 污水管の整備の促進	
2 老朽化対策の推進	
3 下水道財政の健全化	
V 経営目標（経費回収率の向上に向けたロードマップ） .....	11
1 社会資本整備総合交付金の要件化	
2 設定する経営目標	
VI 目標達成に向けた取り組み .....	12
1 将来の事業環境の予測及び見通し	
2 収支計画	
3 経営効率化の取組み .....	14
VII 進捗管理、事後検証、更新に関する事項 .....	17
1 進捗管理及び事後検証	
2 更新に関する事項（ローリング）	
巻末資料 .....	19



# I 経営戦略策定の目的

下水道は生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、汚水処理のみならず都市部の雨水排除もその重要な役割となっている。下水道事業の目的は「浸水防除」「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」の3つに大別される。下水道事業は健全な都市の発達に重要な役割を担っており、この住民生活に必要なサービスの提供を将来にわたって安定的に継続することが可能となるよう本経営戦略を定める。

## 1 経営戦略の目的

### (1) 策定の目的

公営企業に係る経営戦略は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）や『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）等において明記され、更に「経済・財政再生計画」（平成27年6月30日閣議決定）において、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る」こととされ、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）では、その改革の成果を図る指標として「収支赤字事業数」の減少や、令和2年度までの経営戦略の策定率100%が設定された。これらを受けて「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）や「『経営戦略』の策定推進について」（平成28年1月26日付け総財公第10号・総財営第2号・総財準第4号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）において策定が求められている。

この「清須市下水道事業中期経営戦略」は、本市の下水道事業における唯一の経営計画であり、策定を求められているため単に策定するのではなく、安定的に継続して事業運営を行い、その経営に活用し真に資することを目的としている。併せて、下水道事業の経営に

係る情報を適切に開示することを目的としている。

### (2) 改訂の趣旨

本市の下水道事業は、平成31年4月より地方公営企業法の財務規定等を適用（以下「法適用」）し、会計の方式を官庁会計方式から発生主義を原則とする企業会計方式に移行した。それに合わせ令和2年2月に「清須市下水道事業中期経営戦略」（以下「旧経営戦略」）を策定した。旧経営戦略の策定から4ヶ年度の決算の実績を積み重ね事業の動向がより明らかになってきたこと、「清須市汚水適正処理構想」（令和5年1月改訂）や「清須市ストックマネジメント計画」（令和5年3月策定）を始めとする各種計画との整合、昨今の資材高騰など社会情勢の変化に対応するため、今般見直しを行う。

#### 【過去の経営戦略策定の経緯】

##### ・ 「清須市下水道事業経営戦略」

計画期間：平成28年度～平成37年度

策定年月：平成29年3月

前述の通知を受け、供用開始後の中期的な展望を把握するため策定した。なお、当時は法適用前であり、収支計画は官庁会計方式により作成している。

##### ・ 「清須市下水道事業中期経営戦略」

計画期間：令和元年度～令和20年度

策定年月：令和2年2月

前述のとおり企業会計に移行したことに伴い、収支計画などについて見直しを行った。第1次改訂版にあたる。

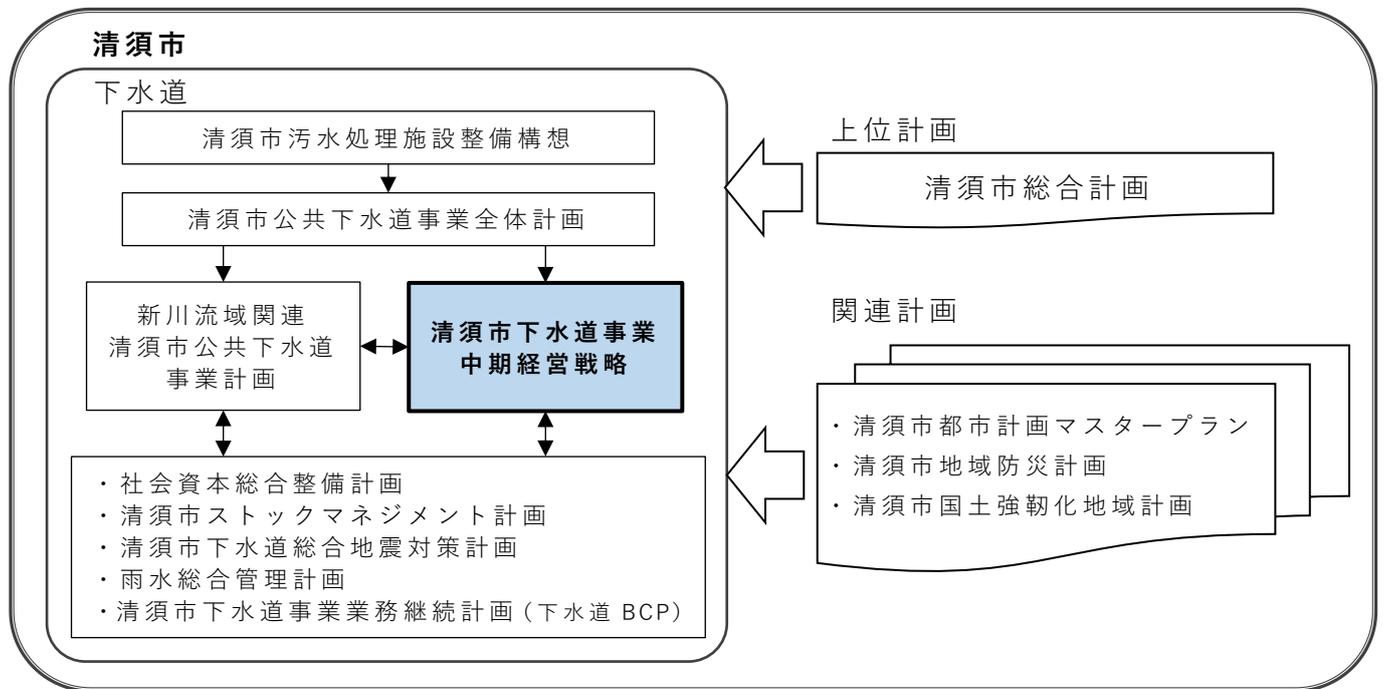


図 1 清須市下水道事業中期経営戦略の位置付け

## 2 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和 7 年度から令和 26 年度までの 20 年間とする。下水道事業は、投資期間が長く中長期的な把握が重要である一方で、長期的な投資計画は他事業との調整などのため明確にしづらい。

そこで、本経営戦略では、令和 7 年度から令和 16 年度までの計画期間の前半は投資する事業を明確にすることとし、令和 17 年度から令和 26 年度までの計画期間の後半は投資の概算により傾向を把握するものとする。また、一部の項目については令和 56 年度までの 50 年間の期間により長期的な試算を行った。

本経営戦略は固定的なものではなく、経営の状況を確認し随時見直しを行うものとする。

## 3 位置付け

本経営戦略の策定にあたっては、「清須市第 2 次総合計画」（平成 28 年 12 月）を上位計画とし、「清須市都市計画マスタープラン」（平成 31 年 3 月）を始めとする他部門の計画と整合を図った。施策の方向性については「清須市汚水処理施設整備構想」や「清須市

公共下水道事業全体計画」を下水道事業に係る上位計画とし、「社会資本総合整備計画」「清須市ストックマネジメント計画」「清須市下水道総合地震対策計画」「雨水総合管理計画」などの個別計画の内容を勘案している（図 1）。投資・財政計画は、個別計画の記載内容にかかわらず投資可能な財源を勘案し推計を行った。

## II 下水道事業の概要

本市の公共下水道事業は、平成 18 年 6 月に新川西部流域関連公共下水道<sup>1</sup>（現新川流域下水道新川西部処理区）として事業に着手し平成 25 年 3 月に供用開始をし、分流式<sup>2</sup>による下水排除を行っている。また、本市域は庄内川の下流域にありほとんどの地域が海拔 10m 未満となっている。昭和 34 年の伊勢湾台風や平成 12 年の東海豪雨を始めとする台風・豪雨災害により大きな被害を受けた地域であり、雨水排除・浸水対策も市域の重要な課題である。そのため、昭和 30 年代より都市下水路<sup>1</sup>事業に着手しており、一部を公共下水道の整備に合わせて公共下水道に転用しつつ雨水ポンプ場や雨水幹線路の整備により排水能力の向上を図っている。

### 1 下水道事業のあゆみ

昭和30年代	都市下水路事業に着手し、雨水ポンプ場や雨水管渠を整備
平成17年度	公共下水道事業に着手し、「清須市公共下水道事業全体計画」を策定 公共下水道事業に係る都市計画決定
平成18年6月	公共下水道事業に係る下水道法、都市計画法事業認可を取得
平成21年度	助七ポンプ場、助七公園調整池の竣工
平成25年3月	新川西部浄化センターの運転開始により公共下水道（污水）の供用を開始
平成28年6月	芳野ポンプ場の竣工
平成29年3月	「清須市下水道事業経営戦略」を策定
平成31年4月	地方公営企業法の財務規定等を適用
令和 2年2月	「清須市下水道事業経営戦略」を改訂し「清須市下水道事業中期経営戦略」を策定

表 1 清須市下水道事業の現況（令和 5 年度末）

行政区域内人口 (A)	68,686 人
行政面積	1,735 ha
基本計画区域面積	1,320 ha
事業計画区域面積	523 ha
処理区域面積 (B)	357 ha
現在処理区域内人口 (C)	23,399 人 【普及率 34.1% = (C) / (A)】 【処理区域内人口密度 66 人/ha = (C) / (B)】
水洗化人口 (D)	15,225 人 【水洗化率 65.1% = (D) / (C)】
年間汚水処理水量 (E)	1,390,091 m <sup>3</sup>
年間有収水量 (F)	1,364,313 m <sup>3</sup> 【有収率 99.1% = (F) / (E)】
下水道管渠延長	122 km (污水管 116km、雨水管 6km)
雨水ポンプ場	7 施設 (小場塚、助七、土器野、豊田川、二ツ杵、堀江、芳野)

<sup>1</sup> 下水道の種類は、下水道法上「公共下水道」「流域下水道」「都市下水路」に区分され、公共下水道は市町村が整備するもの、「流域下水道」は複数の市町村が整備し、主として下水処理場を都道府県が整備するもの、「都市下水路」は公共下水道の整備に先行し雨水排除を目的として整備するものをいいます。この中で流域下水道に接続する公共下水道を「流域関連公共下水道」といいます。

<sup>2</sup> 下水を、汚水と雨水とに分けて排除する方式をいいます。汚水と雨水とを区分せずひとつの管渠に下水を流入させる「合流式」と比べて、管渠の建設費が高くなる一方で、市域の悪臭が発生しにくい、川や海への汚水の流出がない、処理場の建設費が安くなるメリットがあります。

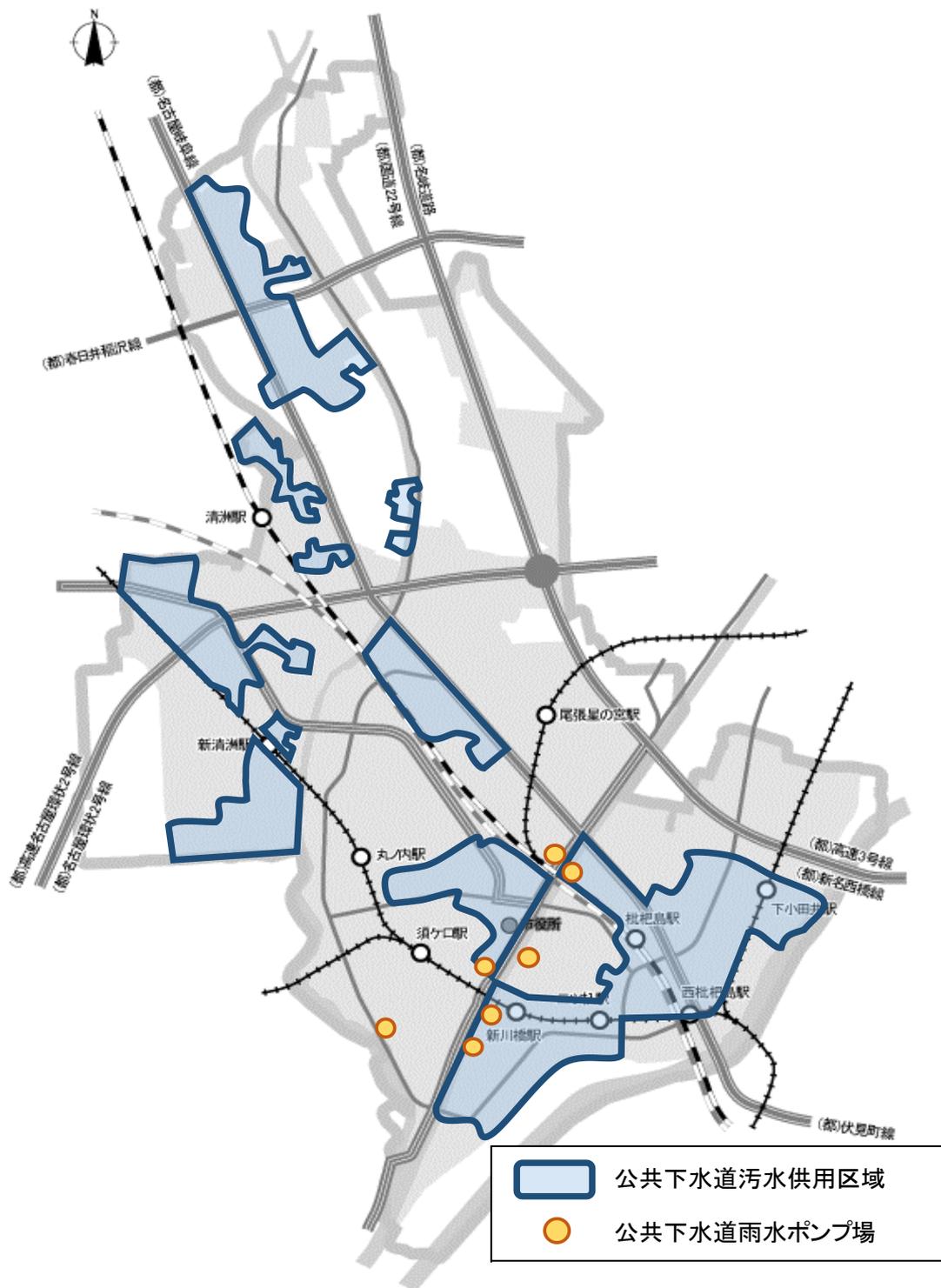


図 2 下水道（污水）供用区域図（令和 5 年度末）

## 2 流域下水道事業の概要

本市の属する新川流域下水道は、平成 17 年 5 月に当時の西枇杷島町、春日町、清洲町、新川町の区域を対象に新川西部流域下水道として事業認可（現事業計画）を取得したのが始まりである。

平成 20 年度には全体計画を見直し北名古屋市の一部を処理区域に追加するとともに、都市計画決定を見直して新川西部流域下水道と北名古屋市及び豊山町を区域とする新川東部流域下水道とをまとめ新川流域下水道と位置付けられた。この変更により新川西部流域



### III 現状と課題

下水道事業が今般抱える課題は、「普及率の拡大」「浸水被害の低減」「老朽施設の改築」である。これらには多額の投資が必要となるものの、人口の減少や節水機器の普及により公営企業の経営の根幹となる下水道使用料収入の減少、事業拡大に伴う減価償却費や企業債の増加などにより下水道事業の経営状況は今後大変厳しくなることが予想される。

#### 1 施設の現況

本市の下水道事業は、雨水事業が先行しており、令和5年度決算では長期前受金戻入を除いた公費負担分を含む実質的な汚水処理費5億4千万円に対して、雨水処理費は4億6千万円、減価償却費のみを見ると実質汚水処理費1億8千万円に対して雨水処理費は2億2千万円となっており、費用総額では実質汚水処理費が雨水処理費を上回り、資産規模では雨水処理費が実質汚水処理費を上回っている。以下、汚水事業・雨水事業別の状況を示す。

##### (1) 汚水事業

「清須市汚水適正処理構想」において、市域面積1,735haの8割弱にあたる1,320haを下水道により整備することとしている。令和5年度末の整備面積は表1のとおり357haとなっている。改訂前の経営戦略では令和元年度から令和5年度までの予定整備面積を108haとしていたところ、実績は72haと予定数量の7割未満に留まっている。資材高騰をはじめとした物価高の影響により予定した工事ができていない状況にある。

人口普及率及び水洗化率は、令和5年度末の目標値それぞれ35.6%、71.9%に対して34.1%、65.1%と目標を下回っている。県全体の普及率81.5%、水洗化率93.4%と比較すると大幅に低い状況にある。令和6年度は供用開始より13年目にあたり、下水道の供用開始が県内最後発ということもあり、県内市の中で

普及率は最下位、水洗化率は下位となっている。下水道の未普及地域の早期の解消が求められているといえる。

##### (2) 雨水事業

前述したとおり本市は浸水被害を受けやすい地域であり、浸水対策として昭和30年代より公共下水道に先んじて都市下水路として、雨水ポンプ場や雨水幹線路(以下「雨水施設」)の整備を行ってきた。公共下水道事業の開始時より雨水事業として雨水施設の整備を行うとともに、下水道事業の地方公営企業法の適用に合わせて都市下水路として整備した雨水施設の一部を公共下水道に移管したことにより、公共下水道事業で管理するポンプ場は7施設ある。今後1施設の新設を行うとともに、多くが更新の時期を向かえている(表2)。

また、近年の降雨の局地化・集中化に対応するため、排水能力の向上を目的として雨水幹線路の更なる整備・強化が求められている。

#### 2 汚水事業の収支の状況

##### (1) 下水道使用料の収入の状況

下水道事業における根幹的な収入である下水道使用の令和5年度の実績は、約2億500万円となり普及率の拡大に伴う水洗化率の上昇により堅調に増加している。有収単価<sup>3</sup>は1m<sup>3</sup>あたり150円前後で推移しており、県内で高い水準にある。

令和5年度の実績では、使用者全体の97%が50m<sup>3</sup>以下の排出量であり、一般家庭など小

<sup>3</sup> 下水道使用料の売上(税抜き)を有収水量(使用料を徴収することができる排出量)で除した金額をいい、有収水量1m<sup>3</sup>あたりの徴収単価を表しています。

表 2 雨水ポンプ場の整備状況（R5 末）

施設名	竣工年度	摘要
二ツ杵	S39	60 年経過
堀江	S46	改築中
豊田川	S50	改築中
土器野	S56	40 年超経過
小場塚	H 4	30 年超経過
助七	H21	
芳野	H28	
西清洲	-	計画中

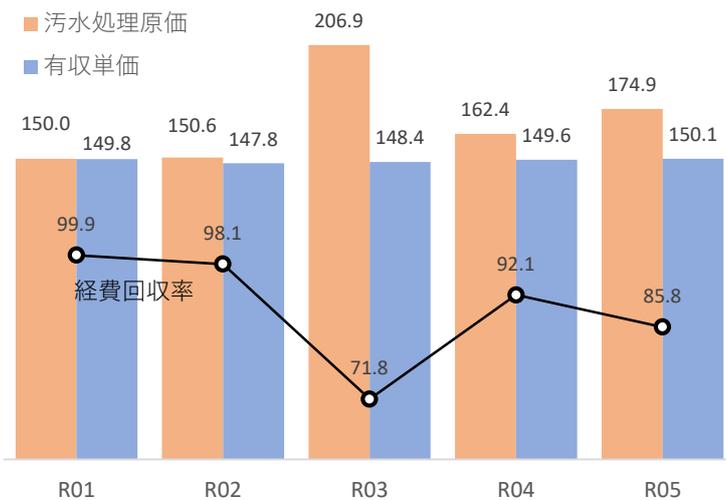


図 5 汚水事業の収支構造

口使用者がほとんどを占める（図 4）。また、継続的に 1 ヶ月あたり 1,000m<sup>3</sup> 以上排出する大口使用者は限られ、公共施設を除くとわずか 1 件であり、従量制により大口使用者から単価の高い下水道使用料を徴収することができない状況にある。

## (2) 収支の状況

有収単価が一定であるのに対して汚水処理原価<sup>4</sup>は年度により大きく増減がある（図 5）。要因としては、特に令和 3 年度においてはストックマネジメント計画の策定費用が多額の支出となり、汚水処理原価が大きく増加した。ただし、汚水処理原価に社会資本整備総合交付金を財源とする部分などを含めて算定したため、これらを除いた汚水処理原価は 183 円

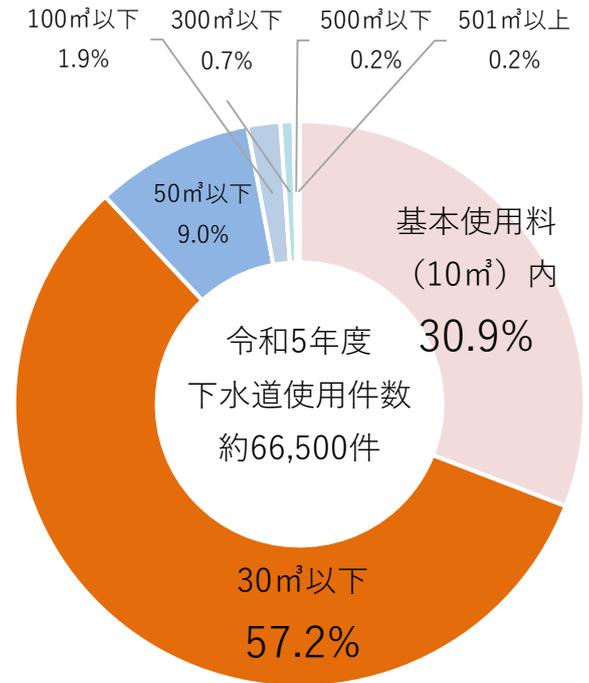


図 4 調定 1 件 1 月あたりの排出量分布

程度、経費回収率は 81%程度となる。また、同年度に流域下水道への維持管理負担金が処理水量 1m<sup>3</sup>あたり（以下「流域維持管理負担金単価」）税込み 125.5 円から 149.9 円と増加しており、処理コストの上昇を招いている。有収単価が一定であるため、処理コストの増加により経費回収率も低下している。令和 5 年度の実績では、汚水処理原価 175 円のうち流域下水道への維持管理負担金相当額が 141 円とコストの大部分を占めている。

## 3 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省がとりまとめる毎年度の決算に係る統計である地方公営企業決算状況調査に基づき同省が作成する令和 4 年度決算に係る経営

<sup>4</sup> 費用のうち処理場の維持管理費や徴収費用、減価償却費といった公費負担分を除く汚水処理に要する経費を有収水量で除した金額をいい、有収水量 1m<sup>3</sup>あたりの処理コストを表しています。

比較分析表の分析値を用いて本市の下水道事業における実績と類似団体及び全団体との比較を行う。類似団体は同省が一定の指標に基づき分類しており、本市は「Cb3」となっている。この区分は、処理区域内人口が3万人未満、処理区域内人口密度が50人/ha以上75人/ha未満、供用開始後年数が15年未満となっている団体で、本市を含め全国で4団体が区分されている。なお、経営比較分析表については巻末資料を参照されたい。

### (1) 経営の安全性・効率性

#### ① 経常収支比率<sup>5</sup>

本市103.51%、類似団体平均106.52%、全国平均106.11%となっている。経常費用を経常収益で賄うことが出来ており、一見すると健全な状態といえる。しかしながら、この比率は基準外繰入金<sup>6</sup>を含んでおり、100%を超えるほとんどの部分は基準外繰入金であり純利益の実態は繰入金の未充当分となっている。

#### ② 累積欠損金比率<sup>7</sup>

本市37.17%、類似団体平均22.09%、全国平均3.15%となっている。平成31年4月の地方

公営企業法の財務規定等の適用（以下「法適用」）時より繰越欠損金があり、毎年度の純利益の発生により減少している。繰越欠損金が発生しているのは、開始時までの減価償却相当額に対し企業債の償還に関し据置期間を設けていたことを主因として企業債の残高が大きかったためである。

#### ③ 流動比率<sup>8</sup>

本市128.71%、類似団体平均136.09%、全国平均73.44%となっている。事業開始から年数が浅く流動負債が少ないため流動比率は100%以上であり健全な状態といえる。

#### ④ 企業債残高対事業規模比率<sup>9</sup>

本市6354.95%、類似団体平均3637.99%、全国平均652.82%となっている。供用開始から年数が浅く使用料収入が少ないこと、雨水事業による企業債が約4割を占めることから、高い数値となっている。

#### ⑤ 経費回収率<sup>10</sup>

本市92.09%、類似団体平均86.76%、全国平均97.61%となっている。類似団体平均と全国平均のほぼ中間に位置している。一般に供用

<sup>5</sup> 使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

<sup>6</sup> 地方公営企業の経費はその経営に伴う収入をもって充てることが原則である。しかしながら「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」は一般会計や他の特別会計が負担することとされ、その内容は毎年度総務省が「繰出基準」として定めます。負担する他会計からの支出を「繰出金」、受け入れる地方公営企業の収入を「繰入金」といい、繰出基準に基づかない任意の他会計繰入金、あるいは繰出基準により算定された繰入額を超えて他会計からの繰入れが行われた場合の当該額を超える繰入金を「基準外繰入金」といいます。

<sup>7</sup> 営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金の状況を表す指標です。

$$\text{累積欠損金比率(\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

<sup>8</sup> 1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す指標です。

$$\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

<sup>9</sup> 使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

$$\text{企業債残高規模比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

<sup>10</sup> 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表し、使用料水準等を評価することが可能な指標です。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

開始後年数が浅いほどスケールメリットが発揮されにくく汚水処理原価が高額となる。供用開始後年数に比して良好であるといえる。

#### ⑥ 汚水処理原価

本市 162.44 円、類似団体平均 190.07 円、全国平均 138.29 円となっている。経費回収率と同様の理由により、比較的良好であるといえる。

#### ⑦ 施設利用率<sup>11</sup>

処理場を有しておらず該当ない。

#### ⑧ 水洗化率<sup>12</sup>

本市 75.90%、類似団体平均 63.19%、全国平均 95.82%となっている。汚水管の整備工事の際及び供用開始の際の周知、多数の排水設備指定工事店の営業活動により高い水準を維持している。

### (2) 老朽化の状況

#### ① 有形固定資産減価償却率<sup>13</sup>

本市 11.15%、類似団体平均 10.66%、全国平均 39.74%となっている。年次の進行及び各年度の資産の取得により増加している。

#### ② 管渠老朽化率<sup>14</sup>

本市、類似団体平均ともに 0%、全国平均 7.62%となっている。法定耐用年数を経過した管渠は経営比較分析表の基礎となるデータが km 単位のため記載はないものの、200m 程度存在する。

#### ③ 管渠改善率<sup>15</sup>

老朽化した管渠はごくわずかであり、改善事業は行っていない。

<sup>11</sup> 施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

$$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

<sup>12</sup> 現在処理区域内人口（下水道を利用することができる区域の人口）のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口（下水道に実際に接続し、利用している人口）の割合を表した指標です。

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

<sup>13</sup> 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

<sup>14</sup> 法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表し、管渠の老朽化度合を示す指標です。

$$\text{管渠老朽化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

<sup>15</sup> 当該年度に更新した管渠延長の割合を表し、管渠の更新ペースや状況を把握できる指標です。

$$\text{管渠改善率(\%)} = \frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

## IV 今後の経営の基本方針

持続可能な事業運営に向け、中期的な経営基本計画である本経営戦略を策定し、「安全・安心・持続的な下水道経営」を基本方針とし、将来にわたり下水道サービスを持続的に提供していく上で、人材・技術・財源といった経営資源、取り分け経営感覚に優れた人材の確保に一層努める。

### 1 汚水管の整備の促進

汚水処理区域の未普及解消に向けて、投資可能な財源を勘案しつつ管渠整備を促進し、公共用水域の水質保全を図るとともに使用料収入の確保に努める。整備にあたっては、単に整備面積を目標とするだけでなく、処理予定区域の人口や人口密度を考慮し、普及人口の効率的な拡大に努める。具体的には、水需要の高い事業所や集合住宅がある区域を優先的に整備していくことや確実に接続が見込まれる土地区画整理事業や民間開発の施行者自らによる承認工事を積極的に容認していくこととする。

### 2 老朽化対策の推進

下水道事業を持続的に実施していくため、長期的な視点で下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを目的として、ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査を実施し、施設の延命化に努める。取り分け雨水ポンプ場の老朽化が著しく故障頻度の高い機器を早期に更新し、雨水排除に支障が出ないように努める。

### 3 下水道財政の健全化

#### (1) 水洗化の促進による経営の安定化

下水道整備による普及人口及び水洗化人口の拡大により有収水量が増加し、下水道使用料収入が増加することに加え、規模の経済が大きくなるため固定費が分散され汚水処理原価の低減が見込まれる(スケールメリット)。水洗化を促進するため、整備前後に土地所有者などへ個別に案内を行うとともに、供用区

域に関する情報を指定工事店に積極的に提供することや定期的な広報・周知により接続促進に努める。

#### (2) 収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、企業債や国庫補助金、出資金を始めとする一般会計繰入金といった資金を適切に調達する。

##### ① 企業債

企業債の元金について、営業活動によるキャッシュ・フローのうち減価償却費の計上により生じたキャッシュ・フローと大きく乖離かいりが生じないように借入方法を変更する。

##### ② 国庫補助金

令和7年度末までの早期概成を目指すアクションプランを平成27年度に策定した。アクションプランの計画期間終了後は、汚水管渠の整備に係る国庫補助金の対象範囲が、1日あたりの汚水量 $2\text{m}^3$ 以上の管渠から $5\text{m}^3$ 以上の管渠へと縮小される。国庫補助金の縮小分は企業債又は自己資金により賄うこととなるため、企業債の償還を考慮し、持続可能な範囲で整備を進めていくこととする。

##### ③ 一般会計繰入金

損益勘定における基準外繰入金は、本来使用料として徴収すべき経費の財源であり赤字補填的性格を有するため低減を目指す。なお、資本勘定における地方公営企業法第18条に基づく出資金については「地方公営企業の財政的基礎の充実を図るために、建設改良等の目的で一般会計等からなされるものであり、単なる損失の補填ではなく、永久に企業内に維持される」ため、「独立採算の趣旨に反するものではない」とされている。

## V 経営目標（経費回収率の向上に向けたロードマップ）

国土交通省から発出された「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」（令和2年3月31日付け国官会第29901号）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号。以下「適正化通知」）により、建設改良に要する費用に充てられる国庫補助金である社会資本整備総合交付金の交付の要件として経費回収率の向上に向けたロードマップを作成することを求められている。適正化通知に基づく経費回収率の向上に向けたロードマップを示す。

### 1 社会資本整備総合交付金の要件化

適正化通知において、次のいずれかに該当する場合は社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととされている。

- ・ ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・ 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価（清須市注：有収単価と同義）が150円/m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

### 2 設定する経営目標

当面の目標として適正化通知に基づき経費回収率を80%以上とする。

前述のとおり汚水処理原価の大部分を流域下水道維持管理負担金相当額が占めており、本市の独自の裁量によるコスト縮減が可能な部分は少ない。一般に下水道の供給は、スケールメリットにより汚水処理費が低減する。これは流域下水道維持管理負担金についても同様であり、処理水量が多いほど処理水量1m<sup>3</sup>

あたりの費用は低減する。また、繰出基準においてその要件に供用開始30年未満とされている「高資本費対策に要する経費」があることから、一般に供用開始から一定の期間は汚水処理原価が高い水準にありスケールメリットが発揮されにくいことから、前記の目標とした。

人口減少など全体の計画においてはマイナスとなる要因が見込まれるものの、下水道整備による普及人口の拡大、それに伴う水洗化人口の拡大により有収水量の増加が今後も見込まれることから、有収単価は一定の水準を維持しつつ、スケールメリットによる汚水処理原価の低減を見込んだ。それにより経費回収率の向上が見込まれるため、当面は下水道使用料の改定は不要と判断する。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
経営指標の検証	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎年
投資財政計画の見直し	●				●					●		5年ごと
使用料改定の検討	●				●					●		〃
経営戦略の改定	●					●					●	〃
経費回収率	←————— 80%以上 —————→											

## VI 目標達成に向けた取り組み

経営目標を達成するにあたり経営の基本方針に基づき収支計画及び目標指標などを策定し、その見通しを示す。収支計画は巻末資料に示す。

### 1 将来の事業環境の予測及び見通し

#### (1) 処理区域内人口及び水洗化人口の予測

将来行政区域内人口については、令和 27 年度までは令和 5 年度末人口を基点に国立社会保障・人口問題研究所発表の「日本の地域別将来推計人口」（以下「社人研人口」）による伸び率を乗じて推計した（図 6）。その結果、令和 25 年度は現在より約 2,000 人減少し、66,710 人となると見込んだ。令和 28 年度以降は、社人研人口の令和 22 年度と令和 27 年度の伸び率により推計し、令和 55 年度には約 7,600 人減少すると見込んだ。なお、社人研人口は 5 年ごとの推計値のため、グラフの作成にあたって推計年度間は直線補完としている。

処理区域内人口については、処理区域面積に人口密度を乗じて推計した。行政区域内人口は減少するものの、污水管の整備により処理区域面積の増加に合わせて処理区域内人口も増加するため、令和 5 年度と比して、令和 25 年度は約 7,000 人、令和 55 年までには約 12,000 人増加すると見込んだ。

水洗化人口については、処理区域内人口に水洗化率を乗じて推計した。水洗化率は平成 21 年度に下水道使用料の算定を行った際に用いた他市町の接続率の実績を参考に推計した値とした。令和 5 年度と比して、令和 27 年度は約 11,500 人、令和 55 年度は約 18,000 人増加すると見込んだ。

#### (2) 有収水量及び使用料収入の見通し

有収水量は、家庭用水量とその他水量とに区分し、前者は水洗化人口に原単位を乗じて、後者は算定年度の供用見込み面積に令和 5 年度の供用面積 1ha あたりの実績を乗じて算出した（図 7）。原単位は令和 5 年度の 1 人 1

日あたりの排出量を求め、同値として見込んだ。水洗化人口の増加に合わせ有収水量も増加し、令和 25 年度は約 231,000 m<sup>3</sup>、令和 55 年度は 291,000 m<sup>3</sup>と見込んだ。

使用料収入は、有収水量に使用料単価を乗じて算出した。使用料単価は近年大きな増減がないため実績のとおり 150 円と見込んだ。有収水量の増加に合わせ、損益ベースで令和 25 年には 3.5 億円、令和 55 年には 4.4 億円と見込んだ。

#### (3) 施設の見通し

污水事業に関しては、処理場を有していないため処理区域面積の拡大に伴う管渠延長の増加が見込まれる。地形や既設構造物などの要件によりマンホールポンプが必要となることが見込まれるものの、できる限り自然流下による排水が行えるよう設計の段階において配慮する。

#### (4) 組織の見通し

処理区域面積が拡大する状況にあっても、職員数については、全庁的な動向があることから現状を維持すると見込んだ。

## 2 収支計画

### (1) 収支の見通し

「V 経営目標」で示したとおり汚水処理区域面積を拡大し、有収水量を増加させることによる汚水処理原価の低減を目指すものとした。その結果、維持管理負担金単価を愛知県が改定する令和 10 年度には料金回収率が 100%となる見通しである。

### (2) 課題

#### ① 汚水処理原価

汚水処理原価は前述のとおり流域維持管理負担金単価に大きく左右される。単価の算定

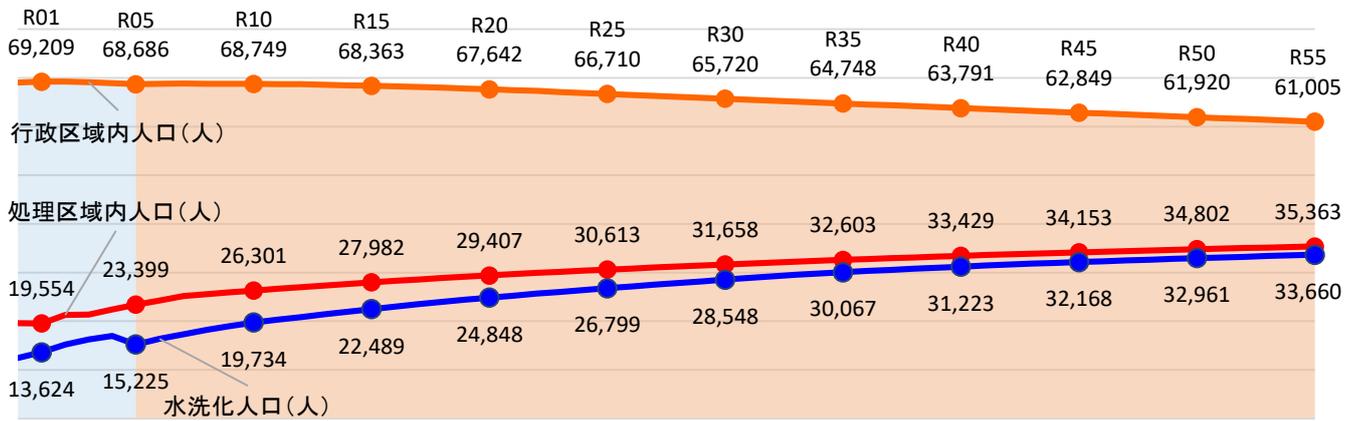


図 6 行政区域内人口・処理区域内人口及び水洗化人口の直近実績及び予測

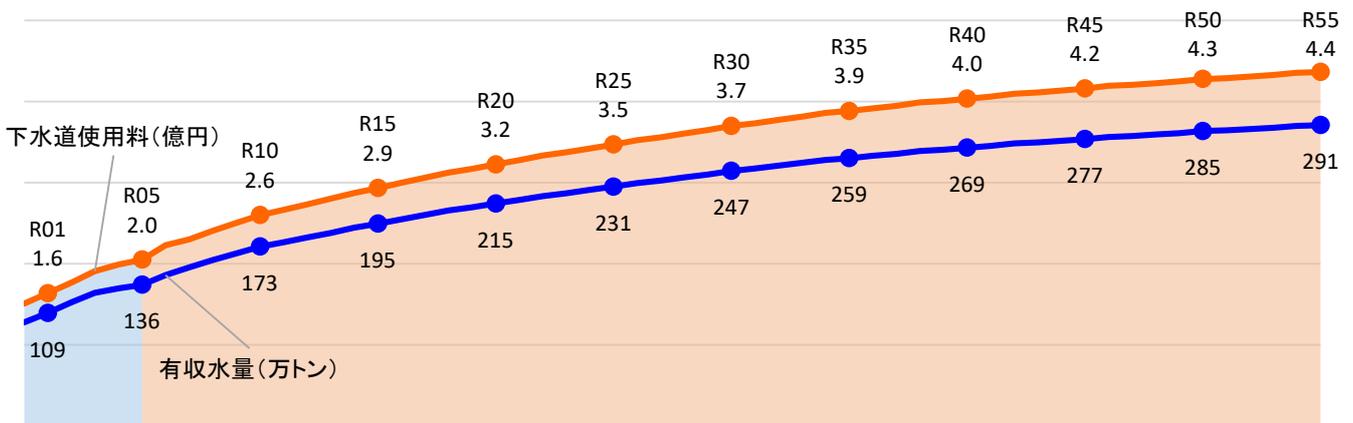


図 7 有収水量・下水道使用料の直近実績及び予測

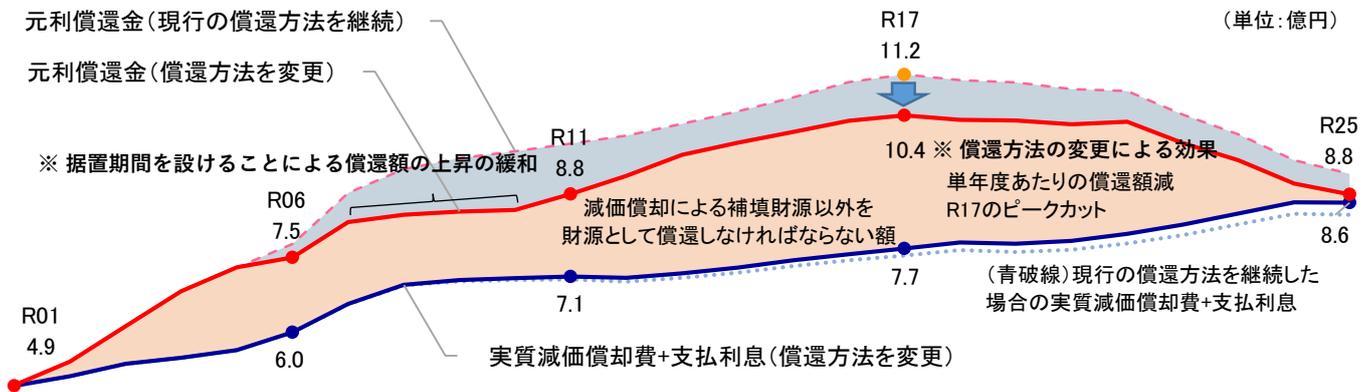


図 8 減価償却費及び元利償還金の直近実績及び予測

にあたっては、他の県内の流域下水道の維持管理負担金単価を参酌して推計したものであるため、流域下水道の運営主体である愛知県の考え方により見通しのおりとならないことも考えられる。

## ② 減価償却費と元金償還金との乖離

公営企業においては、減価償却費など損益

勘定により発生する補填財源をもって企業債の元金償還など資本的支出を行うこととなる。ところが令和元年度より長期前受金戻入を除いた実質の減価償却費により生じる補填財源（損益勘定留保資金の一部）のみでは企業債の元金の財源を賄っておらず不足する部分は他の補填財源や一般会計からの補助金により

賄っている。また、減価償却により現状の企業債は元金償還の据置期間なし、元金均等償還を条件として借入れを行っている。この借入条件を継続していくと実質減価償却費と元金償還金との乖離かいりが大きくなっていき令和17年度には3.5億円の乖離かいりが生じる見込みである(図8)。この額は減価償却により生じる補填財源以外の財源を充当しても賄うことはできない。また、補填財源を建設改良費の財源として使用することもできなくなる。そこで、企業債の借入方法を変更し、据置期間を設け元利均等償還とすることにより、償還額のピークカットを行うこととする。それでも令和17年度には2.7億円の乖離かいりが生じるため、資金繰りが厳しい状況となることが予想される。

### 3 経営効率化の取組み

#### (1) 広域化・共同化

近隣市との市境の整備の際、相互の技術協力について検討する。また、各事業体共通の事務などについて、機会を捉え更なる広域化・共同化について前向きに検討する。

#### (2) 最適化・投資の平準化

最適化については、投資効果の低い地域への下水道整備の見直しを含め、効率的な整備について予算執行時に投資効果について引き続き検証していく。

投資に係る経費、特に污水管渠の整備費について年度間で大きく増減しないよう一定の金額を目安に整備を進めていく(図9)。

#### (3) 民間活力の活用

引き続き設計施工一括発注方式など新たな契約の形態について検討・研究し、費用対効果の高い投資に努める。

また、保守点検業務について、ポンプ場ごと、機器の種別ごとに発注しており、毎年度の工数が課題である。包括的民間委託や長期継続契約により工数減、費用の低減が期待できるためより具体的に検討し、民間活力の活

用の可能性を検討する(図10)。

#### (4) 資産維持費を参入した下水道使用料の検討

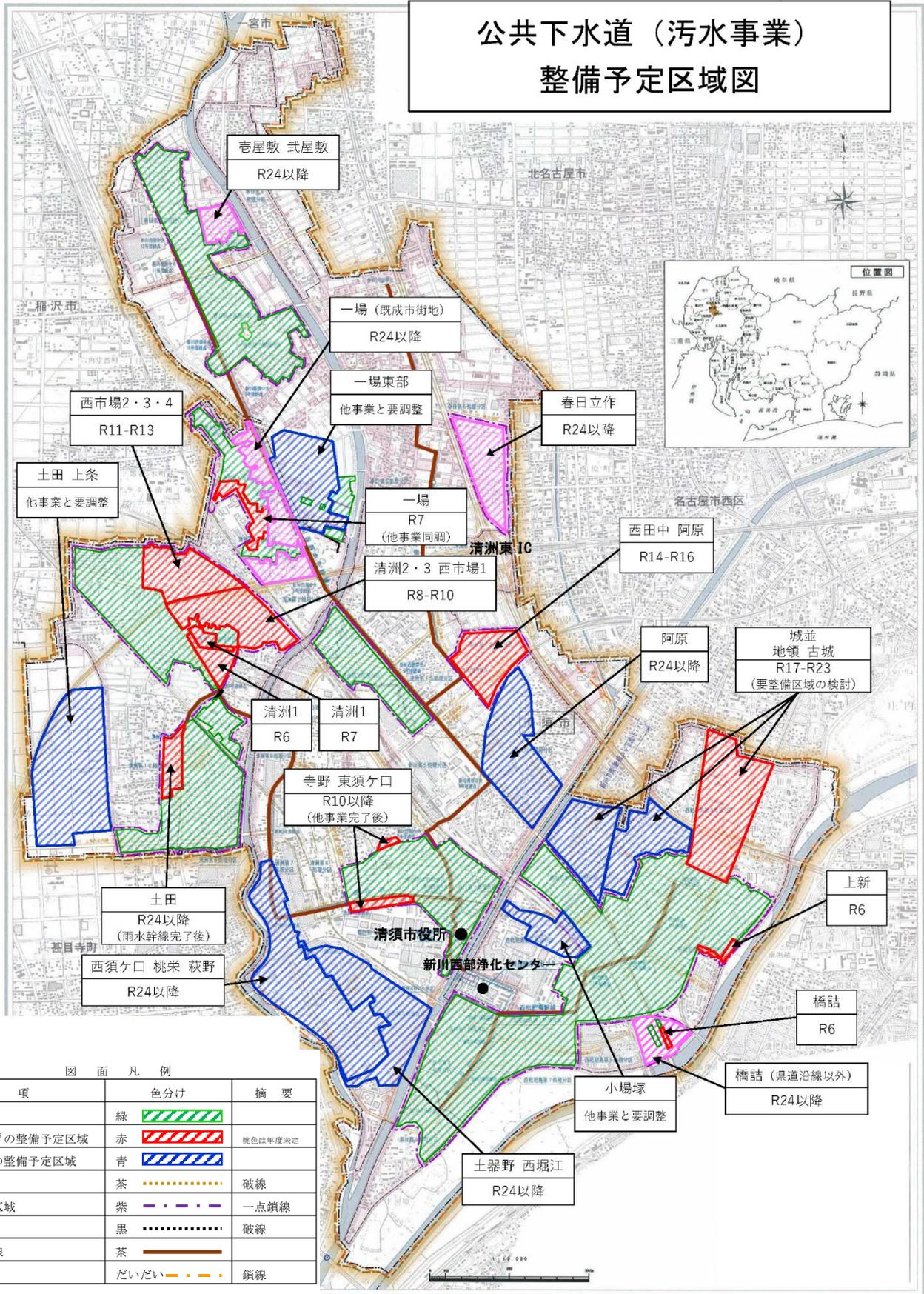
下水道使用料の算定に当たっては、下水道法第20条第2項第2号により「能率的な管理の下における適正な原価をこえない」こととされており、本市の下水道使用料においても、損益勘定の指標である汚水処理原価を賄うことを基礎として算定している。

国土交通省から発出された「下水道経営に関する留意事項について(平成29年3月10日付け事務連絡)」において、今後の人口減少や将来の需要更新などを見据えて、下水道使用料の対象経費に「資産維持費」を位置付けることが通知された。資産維持費とは、将来の改築更新費用が整備時よりも増大することが見込まれる場合、実態資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用として算定するものとされている。近年、他自治体において資産維持費を算入した使用料水準の検討が行われるようになってきており、市全体の財政の状況により資産維持費を算入した適正な使用料を検討する必要がある。

#### (5) 不明水対策

汚水処理面積の拡大により、不明水の割合が高くなってきている。不明水の増大により降雨時に下水道管から污水があふれたり、宅地内へ污水が逆流したりするおそれがある。また、不明水が処理場へ流入することにより、処理施設の負担が増大し、処理費用の増加を招くことになる。これまでは雨水以外の下水を污水とし、プール排水など雨水と同等である污水を例外的に雨水系統としてきた。例えば、雨水が混入する污水系統の排水であっても雨水と同等であれば雨水系統への接続を積極的に促すなど下水道管への浸入水対策を実施していく。また、宅地内排水管の誤接合箇所に対し改善指導を行うなど、不明水対策に取り組む必要がある。

# 公共下水道（污水事業） 整備予定区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。（承認番号 平17部保、第326号）」

図 9 污水整備計画

<sup>16</sup> 事業計画とは、下水道法に基づくものをいい、清須市では概ね5年ごとに大きく見直しを行っています。現行の事業計画は令和2年度に策定しました。次期事業計画は令和12年度までの事業計画期間で、令和7年度に策定の予定です。

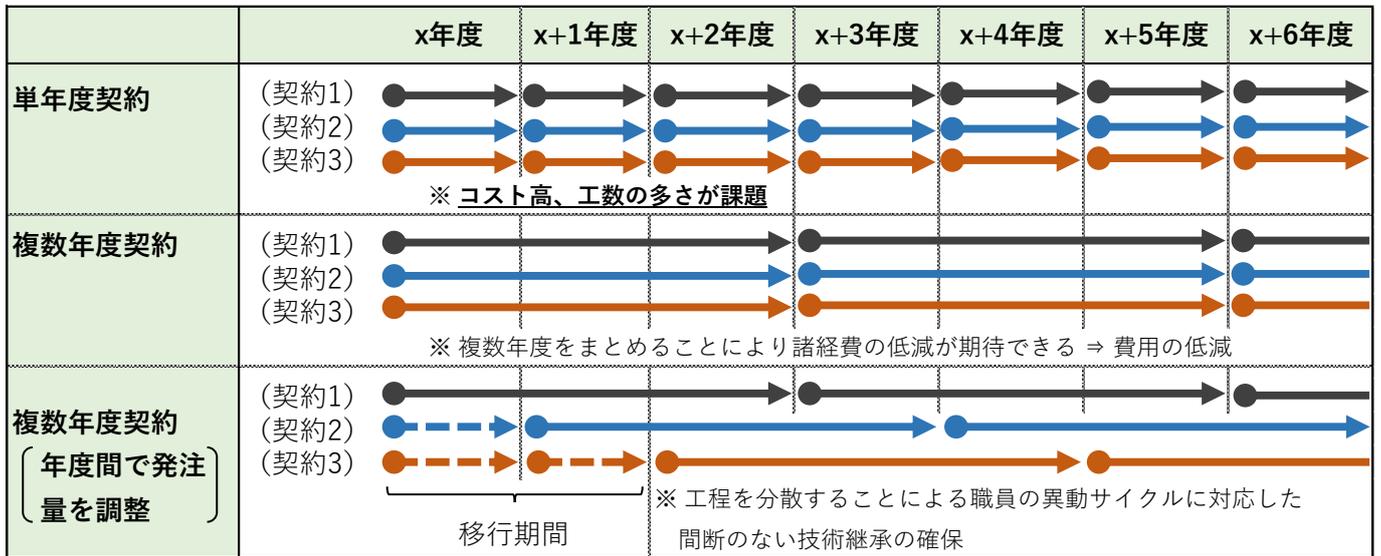


図 10 複数の保守点検業務に係る契約手法のイメージ

## VII 進捗管理、事後検証、更新に関する事項

毎年度の決算期に合わせて事後検証を行い、改定から5年程度で全般的な見直しを行う。また、経営戦略に影響を与えるような著しい状況の変化が生じた際に見直しを行う。

### 1 進捗管理及び事後検証

#### (1) 進行管理と予算への活用

経営戦略の記載内容に基づき事業を進めることによって、例えば、整備費に関し収支計画の記載額を上限とすることで工事費を年度で分割し結果として工事費が増加してしまうこと、国庫補助金に関し補助対象金額が収支計画の記載額を超えるにもかかわらず収支計画の記載額どおり要望するなど、却って効率的な事業運営ができない状況になっては本末転倒である。そのため不確実性が高い状況にあって、施策の方向を維持しつつ、より迅速かつ柔軟な意思決定を行うため D-OODA ループによる進捗管理を基本とする（図 11）。

また、収支計画の記載額は決算の見込みであり、予算額の上限額ではないということに留意が必要である。単一の年度で予算額が収支計画の記載額を超えることになったとしても効率的な事業運営に必要な経費であればこれを計上していくこととする。とは言え、無尽蔵に事業費を増加させることは厳に慎むべきであり、経営戦略から大きく乖離<sup>かい</sup>する場合は、後年度において均衡を図っていくものとする。

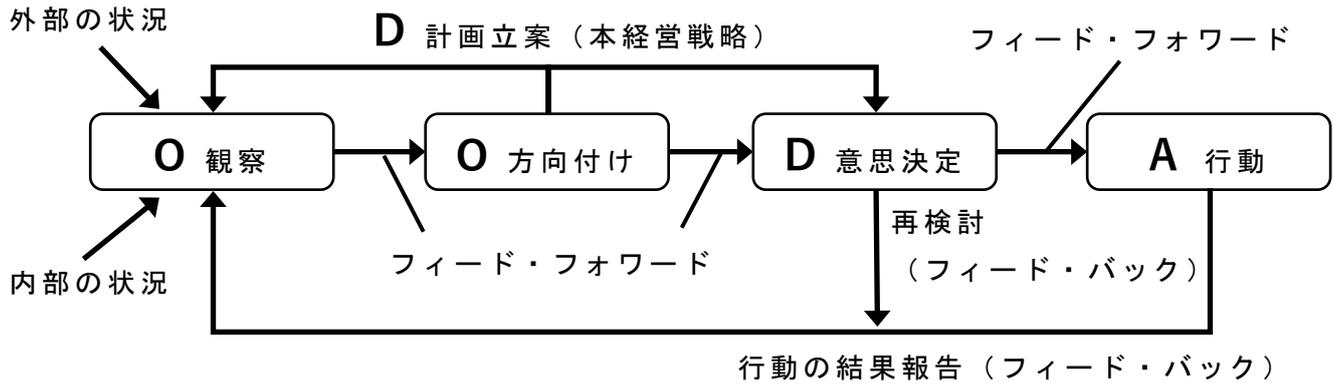
#### (2) 決算分析への活用（モニタリング）

毎年度の決算期に合わせて進捗管理を行い、経営指標による評価及び本経営戦略に記載した事項の検証を行うものとし、収支計画と決算とを比較することによりどの程度の乖離<sup>かい</sup>が生じているかを把握するとともに、経営指標による評価を行い、収支構造の適切性について検証する。検証の結果を上半期の業務状況報告書により公表するものとする。

### 2 更新に関する事項（ローリング）

改定から5年目にあたる令和11年度に全般的な見直しを行う。収支計画と大きく乖離<sup>かい</sup>が生じた場合は前倒して見直しを行う。見直しにあたっては、計画策定時など単年度で多額の費用が発生する可能性があるため、決算年度を含む過去3ヶ年平均における汚水処理原価及び経費回収率を指標とし、過去3ヶ年の平均において、汚水処理原価について収支計画記載値より15円以上差が生じたとき、経費回収率について経営目標を下回ったときに見直しを行う。

《 D-OODA ループのイメージ 》



計画立案	<u>D</u> esign	大まかな計画を立て目的や将来像を共有する。
観察	<u>O</u> bserve	現在置かれている状況に関する情報を収集する。
方向付け	<u>O</u> rient	観察して得られた情報に基づき、あらかじめ定めた計画と実情とを比較し、方向性を決定する。
意思決定	<u>D</u> ecide	比較した差が小さいと判断した場合、当初の行動方針を実行・継続する。状況の変化に直面し、比較した差が大きいと判断した場合、当初の行動方針を再検討して、再度観察を行う。
行動	<u>A</u> ct	選択した行動方針を実行する。実行後は、再度観察を行い次の方向性を決定していく。

図 11 D-OODA ループによる進捗管理のイメージ

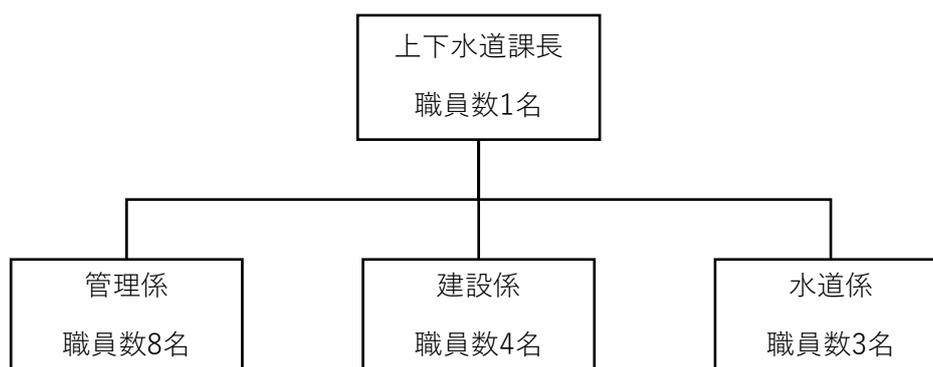
## 卷末資料



## 1 組織の状況（令和6年4月1日現在）

### (1) 組織

下水道事業を担当する部署は上下水道課で、管理係、建設係、水道係の3係からなり、公共下水道事業に係る業務のほか、水道事業、一般会計の都市下水路などに関する業務を行っている。人事異動や退職により職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や係間で横断的に業務を行うとともに、研修の充実などによる職員の育成に努め、効率的な組織運営を目指している。令和5年度より職員の所属会計区分を超えて予算・決算及び計理業務を行う経営担当、上下水道料金や受益者負担金の徴収及び施設の維持管理業務を行うに維持料金担当並びに施設の整備・改築更新業務を行う建設担当により事業運営を行っている。



### (2) 費用負担別職員数

水道事業職員及び一般会計支弁職員並びに会計年度任用職員を含み16名で事業を運営している。

区分		職員数
水道事業	損益勘定支弁職員	2
	資本勘定支弁職員	1
下水道事業	損益勘定支弁職員	5
	資本勘定支弁職員	4
一般会計負担職員		4

## 2 下水道使用料の状況

### (1) 下水道使用料の金額

基本使用料に従量使用料を加えた累進従量制を採用している。また、下水道使用料は平成23年9月の条例の制定以来、改定を行っていない。下水道使用料の体系を表2に、直近3ヶ年の下水道使用料の実績を表3に示す。

表 3 下水道使用料の条例体系（平成 25 年 4 月分より・1 ヶ月あたり・税抜き）

区分	基本使用料	従量使用料	
		排出量	金額（1m <sup>3</sup> につき）
一般用	1,300 円	10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下	130 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下	150 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下	180 円
		100 m <sup>3</sup> を超え 300 m <sup>3</sup> 以下	210 円
		300 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> 以下	230 円
		500 m <sup>3</sup> を超えるもの	250 円
公衆浴場	4,000 円	100 m <sup>3</sup> を超えるもの	60 円

表 4 下水道使用料の収入実績（税抜き）

年度	条例上の使用料 <sup>17</sup> （20m <sup>3</sup> あたり）	実質的な使用料 <sup>18</sup> （20m <sup>3</sup> あたり）
令和元年度	2,600 円	2,996 円
令和 2年度	2,600 円	3,209 円
令和 3年度	2,600 円	2,968 円
令和 4年度	2,600 円	2,992 円
令和 5年度	2,600 円	3,002 円

## (2) 下水道使用料体系の考え方

使用料の体系は、一般用・家庭用の区分なく徴収している。これは、大口使用者に限られ広く全体的に下水道使用料を徴収せざるを得ない状況となっていること、下水道使用料の徴収を水道事業者へ委託しており水道事業者側で複雑な料金体系に対応することが困難であるためである。ただし、公衆浴場に係る下水道使用料に関しては、公衆衛生の向上を図る観点から、別の料金体系を採用している。

## 3 策定にあたっての考え方・検討状況

ここでは、総務省が提示している経営戦略のひな形様式に掲載されている項目に準じて、本経営戦略の策定にあたっての考え方・検討状況を列記する。

### (1) 将来投資

#### ① 共通

国の動向において経費回収率の改善を重点とされていることから、計理処理の方法の見直し、特に投資的経費に係る部分を見直し、効率的な投資に努めるものとする。具体的には、事業計画策定に係る経費は、資産として計上せず単年度の費用として計上してきた。当該経費の代表的な内容としては、下水道事業の事業計画策定に係る経費である。ここ最近では、事業計画に加え、ストックマネジメントや地震対策に係る計画の策定が多く求められている。これらの計画の策定には数千万円の経費を要しており、特に汚水事業に係る部分について経常収支比率に大きく影響し、経費回収率が低下する大きな要因となっている。各種計画はその後の事業の運営に大きく影響し、数年間にわたり効用を発揮することから固定資産としての性格も有するため各種計画の策定に要する経費を資産計上していくこととする。

<sup>17</sup> 条例上の使用料とは、一般家庭における 20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいいます。

<sup>18</sup> 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20m<sup>3</sup> を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいいます。ここでは、発生主義の原則に基づき現金収入額ではなく収益上の使用料により算定しています。また、税抜経理方式を採用しているため、税抜きの表示をしています。

## ② 汚水事業

前述のとおりアクションプラン終了後は国庫補助金の対象となる工事費が縮減される。不足する部分については企業債などによることとなるため、償還に係る経費などを勘案し、投資可能な財源を考慮し整備していく。

また、今後の投資にあたっては、単に整備面積だけでなく、工事の発注単位ごとに整備人口一人当たりの工事費を勘案するなどして投資効果の高い整備を目指す。

## ③ 雨水事業

浸水被害想定に基づき、浸水被害リスクの高い箇所から優先的に整備していく。雨水ポンプ場は、西清洲ポンプ場の整備を引き続き進めるとともに、策定済みのストックマネジメント実施方針及び長寿命化計画における中期計画に基づき豊田川ポンプ場及び堀江ポンプ場を対象とするストックマネジメント実施計画を策定し、改築・更新を進める。雨水管渠は、浸水被害の解消を図るため、土田排水区及び水場川右岸排水区の整備を進める。

<総務省の様式に準じた検討状況>

項目	収支計画に反映した取組 (実施中の取組を含む)	収支計画に未反映の取組
広域化・共同化・最適化 <sup>19</sup> に関する事項	<p><b>ア 広域化</b></p> <p>新川流域下水道関連事業として事業を行っており、県への負担金である新川西部浄化センターの建設負担金を計上している。</p> <p><b>イ 共同化</b></p> <p>稲沢市が本市境の污水管を整備した際、相互の污水管に接続できる協定を締結し、二重投資を行わずともよい体制を整備した。</p> <p><b>ウ 最適化</b></p> <p>「清須市污水適正処理構想」において、下水道による集合処理をすべき区域を選定している。</p>	<p><b>ア 広域化</b></p> <p>流域下水道事業は県事業であり、県の裁量によるところが大きく建設負担金が大きく増減することが想定される。</p> <p><b>イ 共同化</b></p> <p>稲沢市以外の市境を整備する際に污水管の相互利用の実現可能性について検討していく。</p> <p><b>ウ 污水管の整備効果の検証</b></p> <p>投資効果の低い地域への下水道整備の見直しを始め効率的な整備や投資効果について計画時や予算執行時に引き続き検証していく。</p>
投資の平準化に関する事項	<p>汚水事業についてはアクションプランなどに基づき一定の面整備による投資を、雨水事業についてはストックマネジメント計画に基</p>	<p>個別計画策定時には、将来負担に耐えうる内容かを引き続き検証し、策定していく。</p>

<sup>19</sup> 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続をいいます。「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）をいいます。「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）をいいます。

	づき年度間で投資額に大きく差が生じることのないよう事業調整を行い、将来の減価償却費や元利償還金を勘案し、投資の平準化に努めている。	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	工事についてはすべて請負契約によっており直営工事は行っていない。また、設計施工一括発注方式(DB方式)など新たな契約の形態について検討・研究している。	左記の内容に従い、費用対効果の高い投資に努める。
その他の取組	ポンプ場の長期継続契約に関し検討を進めている。	

## (2) 投資財源

### ① 下水道使用料

小規模な下水道使用者が大部分を占めており、そのほとんどが家庭用汚水である。そのため、原単位の増減幅は小さく、有収水量は単に下水道への接続の増加に伴い、増加傾向が続くと見込んだ。

### ② 収益的収入に係る繰入金

収支計画の策定にあたっては、損益計算書の作成の基礎となる収益的収支において、他会計繰入金を基準内のみとすることを目標とした。

### ③ 国庫補助金

今後の国庫補助金の交付対象事業費の縮減を見込んだ。

### ④ 受益者負担金及び分担金

新規供用開始区域の面積に道路用地分など一定の割合を乗じて見込んだ。

### ⑤ 企業債

企業債残高について、旧経営戦略では最大150億円を目標としたところ物価高騰などにより150億円を上回ったところが最大となる見込みである。

### ⑥ 資本的収入に係る繰入金

建設改良費に係る特定財源以外の部分、企業債の償還に係る基準内の繰入金及び補填財源が不足する額を出資金として見込んだ。

<総務省の様式に準じた検討状況>

項目	収支計画に反映した取組 (実施中の取組を含む)	収支計画に未反映の取組
使用料の見直しに関する事項	計画期間内は一定の水準を保つことができる見込みであり、下水道使用料を見直す予定はない。	汚水費には公費負担分も含まれ下水道使用料と一般会計との適切な負担について検証し、経営状況に応じて見直しを検討する。

<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>わずかながらポンプ場施設の一部の土地を他の公共性の高い事業者に貸付けを行っている。処理場を有していないため有効な資源がなく、汚泥の有効利用や発電事業などエネルギー利用は実施していない。</p>	<p>余剰資産がほとんどないため検討の余地は少ないものの、公共性の高い他事業への土地の貸し出しなど必要に応じて検討する。</p>
---------------------------	---	--

### (3) 投資以外の経費

#### ① 汚水事業

受益者負担金に係る徴収経費について、使用料の対象経費とし収益的支出としていたところを収入と支出を対比するため、この経費を資本的支出より支弁することとし、これにより汚水処理原価の低減を図った。また、汚水処理原価の算定にあたり、これまでは支出に着目し、財源に関係なく支出経費を汚水処理原価としていた。今後は、特定財源がある場合は汚水処理費に含まないこととし汚水処理原価の低減を図るものとする。

直接的な経費である修繕費や改修費については供用から 10 年程度であることから、しばらくの間はほとんど発生しないと見込まれる。

#### ② 雨水事業

ポンプ場の維持管理の手法について、引き続き経費低減の手法について検討した。

<総務省の様式に準じた検討状況>

項目	収支計画に反映した取組 (実施中の取組を含む)	収支計画に未反映の取組
<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p><b>ア 広域化</b> 平成 25 年 3 月の供用開始時より県事業である新川流域下水道の維持管理負担金を支出しており、見込額を計上している。</p> <p><b>イ 共同化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>使用料徴収事務の委託</b> 平成 25 年 4 月の下水道使用料徴収開始時より本市区域のうち名古屋市上下水道局が給水を行っている区域において、使用料の徴収業務を同局に委託している。</li> <li>・ <b>管路施設の点検業務の共同化</b> 令和 5 年 4 月より下水道管路施設の点検・調査業務を小牧市、北名古屋市及び豊山町とで共同発注</li> </ul>	<p><b>ア 広域化</b> 流域下水道事業は県事業であり、県の裁量によるところが大きく建設負担金が大きく増減することが想定される。</p> <p><b>イ 共同化</b> 稲沢市以外の市境を整備する際に汚水管の相互利用の実現可能性について検討していく。</p> <p><b>ウ 汚水管の整備効果の検証</b> 投資効果の低い地域への下水道整備の見直しを含め、効率的な整備や投資効果について計画時や予算の執行時に引き続き検証していく。</p>

	<p>している。</p> <p>・ <b>指定工事店の指定事務</b></p> <p>同年 10 月より排水設備指定工事店の登録等事務のうち主に受付及び審査に係る事務を名古屋市上下水道局に委託している。</p>	
<p>民間活力の活用に関する事項</p> <p>〔包括的民間委託の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など〕</p>	<p>汚水マンホールポンプ、雨水ポンプ場及び調整池の保守点検業務などを年間契約により民間事業者に委託している。指定管理者制度や PPP/PFI は実施していない。</p>	<p>保守点検業務について、包括的民間委託や長期継続契約について検討し、民間活力の活用の可能性を検討する。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>年あたり 0.6%の上昇を見込んでいる。</p>	<p>職員配置などに関して下水道事業に裁量はないものの、業務量と人事配置などを考慮し、最大の効果が発揮できるよう努める。</p>
<p>動力費に関する事項</p>		<p>引き続き新電力などを活用し、費用の低減に努める。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>処理場を有しておらず薬品費の支出はない。</p>	<p>同左</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>ストックマネジメント計画などに基づき年度間に大きく差が生じることのないよう事業調整を行うとともにリスク管理に適切に対応し、費用の平準化に努める。</p>	
<p>委託費に関する事項</p>	<p>民間活力の活用により質を確保するとともに費用の低減に努める。</p>	<p>民間活力の活用により質を確保するとともに費用の低減に努める。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>年あたり 1%の物価上昇を見込んでいる。</p>	<p>効率の高い企業経営を目指し、職員を研修会などに積極的に派遣し、所属の人員が常に経営意識をもち、費用を低減するとともに質の高い事業を提供することができるよう事業を運営していく。</p>

原価計算表

供用開始年月日 平成 25 年 3 月 31 日  
 処理区域内人口 23,399 人  
 計算期間 自 令和7年4月  
 至 令和27年3月  
 (20年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 (令和5年度決算)	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 204,775	千円 298,865	千円	千円 298,865
受 託 工 事 収 益	920	892		892
そ の 他	1,344,243	1,502,190		1,502,190
合 計	1,549,938	1,801,947	0	1,801,947

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 (令和5年度使用料対象)	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管 渠 費				
修 繕 費 ・ 路 面 復 旧 費	429	4,096	3,546	550
材 料 費	0	0	0	0
委 託 料	567	6,301	5,774	527
そ の 他	1,488	5,724	5,718	6
小 計	2,484	16,121	15,038	1,083
ポ ンプ 場 費				
動 力 費	0	25,249	25,249	0
修 繕 費	0	39,333	39,333	0
材 料 費	0	0	0	0
薬 品 費	0	0	0	0
委 託 料	0	67,755	67,755	0
そ の 他	0	1,038	1,038	0
小 計	0	133,375	133,375	0
一 般 管 理 費				
人 件 費				
基 本 給	8,428	12,478	8,108	4,370
そ の 他	基本給に含む。	18,349	11,923	6,426
流 域 下 水 道 管 理 運 営 費 負 担 金	191,704	246,953	0	246,953
委 託 料	18,424	36,529	21,244	15,285
そ の 他	8,995	7,211	4,194	3,017
小 計	227,551	321,520	45,469	276,051
資 本 費				
支 払 利 息	0	172,512	167,447	5,065
減 価 償 却 費 ( 戻 入 控 除 )	0	592,694	574,975	17,719
企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0
小 計	0	765,206	742,422	22,784
合 計 (Y)	230,035	1,236,222	936,304	299,918

資 産 維 持 費 ( Z )	0
使 用 料 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	299,918

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 1.00$

<使用料水準についての説明>

- ・有収水量の増加による汚水処理原価の低減を見込んでおり、令和9年度までは赤字補填的に基準外繰入が必要であるものの、令和10年度以降は損益においては基準外繰入が不要となる見込みである(本文P12)。
- ・有収単価について、総務省が目安としている150円前後を維持しており、今後もこの傾向が続くと見込んでいる。





## 投資・財政計画 (収支計画)

年 度		前々年度	前年度	本年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
区 分		(決算)	(決算)	(予算)											
資本的収入	1. 企業債	1,084,200	826,200	972,800	1,056,150	499,400	381,100	382,800	384,800	567,600	588,600	673,300	727,500	612,600	613,700
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金	172,692	235,131	218,669	332,133	282,468	207,328	229,621	218,336	250,764	255,644	266,143	263,908	267,812	290,134
	汚水整備出資金	53,294	62,958	160,533	217,875	100,187	135,458	154,313	169,373	196,561	178,626	183,549	179,832	178,546	204,289
	雨水整備出資金	119,398	172,173	58,136	114,258	182,281	71,870	75,308	48,963	54,203	77,018	82,594	84,076	89,266	85,845
	その他出資金														
	3. 他会計補助金	59,256	61,947	64,320	64,705	65,803	66,921	68,062	69,938	72,286	74,068	75,600	77,134	78,709	79,149
	雨水処理費・用地分等	8,711	9,110	9,438	9,604	9,774	9,946	10,122	10,301	10,483	10,669	10,858	11,051	11,247	11,447
	流域償還金臨時措置分	50,531	52,589	54,882	55,101	56,029	56,975	57,940	59,637	61,803	63,399	64,742	66,083	67,462	67,702
	その他	14	248												
	4. 国(都道府県)補助金	798,988	632,808	802,200	942,150	389,600	273,300	273,900	292,600	485,900	476,100	476,800	477,500	478,200	489,900
	5. 工事負担金	13,116	46,805	28,406	35,976	15,642	15,381	15,120	15,120	15,120	14,859	14,599	14,599	14,338	14,338
	6. その他			1											
	計 (A)	2,128,252	1,802,891	2,086,396	2,431,114	1,252,913	944,030	969,503	980,794	1,391,670	1,409,271	1,506,442	1,560,641	1,451,659	1,487,221
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	209,600													
	純計 (A)-(B) (C)	1,918,652	1,802,891	2,086,396	2,431,114	1,252,913	944,030	969,503	980,794	1,391,670	1,409,271	1,506,442	1,560,641	1,451,659	1,487,221
	資本的支出	1. 建設改良費	2,062,522	1,825,471	1,958,244	2,345,370	1,217,821	874,266	877,874	857,711	1,224,349	1,225,200	1,310,749	1,365,929	1,251,816
うち職員給与費	24,534	25,289	24,071	25,312	25,459	25,608	25,755	25,903	26,051	26,199	26,346	26,493	26,642	26,801	
2. 企業債償還金	520,178	569,446	650,826	644,807	651,939	659,197	664,880	699,874	740,287	784,100	810,069	832,514	855,370	868,791	
3. その他	16,459	17,133	16,487	15,920	16,222										
計 (D)	2,599,159	2,412,050	2,625,557	3,006,097	1,885,982	1,533,463	1,542,754	1,557,585	1,964,636	2,009,300	2,120,818	2,198,443	2,107,186	2,144,636	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	680,507	609,159	539,161	574,983	633,069	589,433	573,251	576,791	572,966	600,029	614,376	637,802	655,527	657,415	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	495,262	296,536	436,836	477,468	508,815	519,121	525,798	531,382	532,015	541,695	555,071	570,203	582,639	596,259
繰越工事資金	128,514	209,601													
3. その他	56,731	103,022	102,325	97,515	124,254	70,312	47,453	45,409	40,951	58,334	59,305	67,599	72,888	61,156	
計 (F)	680,507	609,159	539,161	574,983	633,069	589,433	573,251	576,791	572,966	600,029	614,376	637,802	655,527	657,415	
補填財源不足額 (E)-(F)															
企業債残高 (G)	14,313,112	14,569,866	14,891,840	15,303,183	15,150,644	14,872,547	14,590,467	14,275,393	14,102,706	13,907,206	13,770,437	13,665,423	13,422,653	13,167,562	

○他会計繰入金

年 度		前々年度	前年度	本年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
区 分		(決算)	(決算)												
収益的収支分		794,430	837,207	832,890	833,078	873,692	884,307	873,408	877,644	876,584	887,937	901,411	917,938	931,292	944,470
	うち基準内繰入金	727,603	761,534	781,229	827,937	868,937	880,056	873,408	877,644	876,584	887,937	901,411	917,938	931,292	944,470
	うち基準外繰入金	66,827	75,673	51,661	5,141	4,755	4,251								
資本的収支分		231,948	297,078	282,989	396,838	348,271	274,249	297,683	288,274	323,050	329,712	341,743	341,042	346,521	369,283
	うち基準内繰入金	178,640	233,872	122,456	178,963	248,084	138,791	143,370	118,901	126,489	151,086	158,194	161,210	167,975	164,994
	うち基準外繰入金	53,308	63,206	160,533	217,875	100,187	135,458	154,313	169,373	196,561	178,626	183,549	179,832	178,546	204,289
合 計		1,026,378	1,134,285	1,115,879	1,229,916	1,221,963	1,158,556	1,171,091	1,165,918	1,199,634	1,217,649	1,243,154	1,258,980	1,277,813	1,313,753

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
区 分										
資本的収入	1. 企業債	614,800	616,100	617,400	618,500	619,800	621,100	622,200	623,500	624,800
	うち資本費平準化債									
	2. 他会計出資金	264,354	270,134	261,791	255,549	217,155	154,797	96,313	78,370	47,741
	汚水整備出資金	183,395	179,691	172,684	172,609	145,922	94,187	53,976	38,213	18,272
	雨水整備出資金	80,959	90,443	89,107	82,940	71,233	60,610	42,337	40,157	29,469
	その他出資金									
	3. 他会計補助金	71,247	67,350	62,471	58,932	46,682	37,062	25,737	21,953	19,980
	雨水処理費・用地分等	10,295	9,084	8,932	7,462	5,701	4,960	3,410	2,268	982
	流域償還金臨時措置分	60,952	58,266	53,539	51,470	40,981	32,102	22,327	19,685	18,998
	その他									
	4. 国(都道府県)補助金	479,600	480,400	481,200	481,900	494,200	483,500	484,200	485,000	485,800
	5. 工事負担金	14,077	14,077	13,817	13,817	13,556	13,295	13,295	13,295	13,035
	6. その他									
	計 (A)	1,444,078	1,448,061	1,436,679	1,428,698	1,391,393	1,309,754	1,241,745	1,222,118	1,191,356
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
純計 (A)-(B) (C)	1,444,078	1,448,061	1,436,679	1,428,698	1,391,393	1,309,754	1,241,745	1,222,118	1,191,356	
資本的支出	1. 建設改良費	1,255,852	1,258,043	1,260,286	1,262,478	1,287,631	1,266,783	1,268,970	1,271,262	1,273,555
	うち職員給与費	26,974	27,147	27,318	27,491	27,664	27,835	28,008	28,181	28,352
	2. 企業債償還金	861,286	861,850	856,363	862,649	820,364	785,208	737,190	713,951	700,401
	3. その他									
計 (D)	2,117,138	2,119,893	2,116,649	2,125,127	2,107,995	2,051,991	2,006,160	1,985,213	1,973,956	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	673,060	671,832	679,970	696,429	716,602	742,237	764,415	763,095	782,600	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	610,741	609,869	617,663	633,533	653,370	676,771	699,061	696,632	715,782
	2. 繰越工事資金									
	3. その他	62,319	61,963	62,307	62,896	63,232	65,466	65,354	66,463	66,818
計 (F)	673,060	671,832	679,970	696,429	716,602	742,237	764,415	763,095	782,600	
補填財源不足額 (E)-(F)										
企業債残高 (G)	12,921,076	12,675,326	12,436,363	12,192,214	11,991,650	11,827,542	11,712,552	11,622,101	11,546,500	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
区 分										
収益的収支分		958,242	956,894	964,812	981,198	1,000,924	1,026,395	1,051,309	1,051,995	1,074,877
	うち基準内繰入金	958,242	956,894	964,812	981,198	1,000,924	1,026,395	1,051,309	1,051,995	1,074,877
	うち基準外繰入金									
資本的収支分		335,601	337,484	324,262	314,481	263,837	191,859	122,050	100,323	67,721
	うち基準内繰入金	152,206	157,793	151,578	141,872	117,915	97,672	68,074	62,110	49,449
	うち基準外繰入金	183,395	179,691	172,684	172,609	145,922	94,187	53,976	38,213	18,272
合 計	1,293,843	1,294,378	1,289,074	1,295,679	1,264,761	1,218,254	1,173,359	1,152,318	1,142,598	





# 経営比較分析表（令和4年度決算）

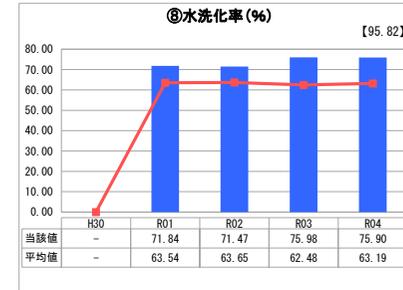
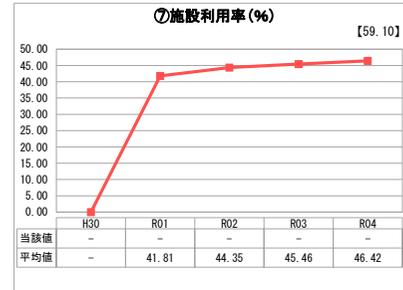
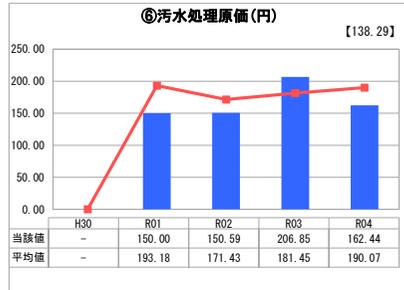
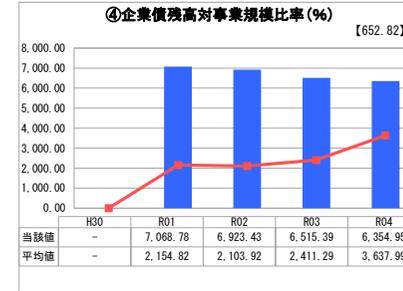
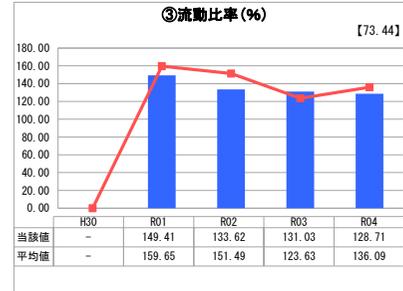
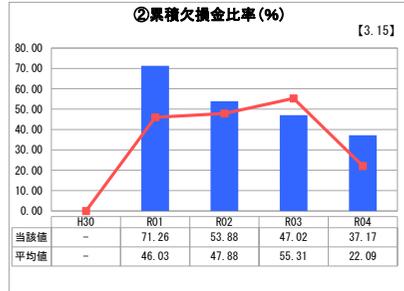
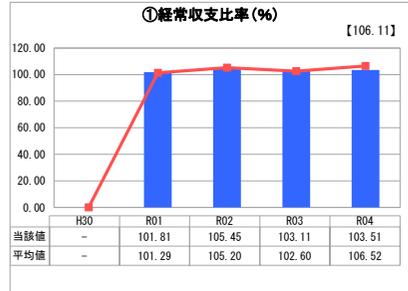
愛知県 清須市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	51.81	32.47	99.12	2,860

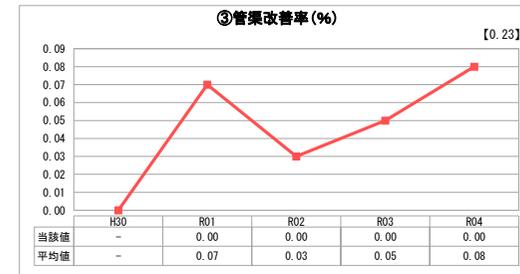
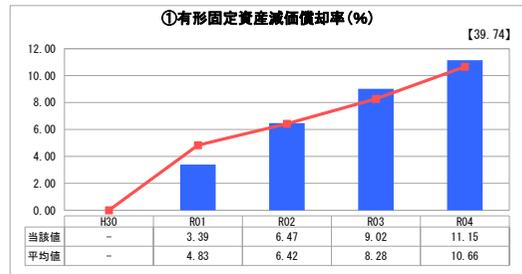
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
69,194	17.35	3,988.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
22,382	3.40	6,582.94

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

・令和元年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、事業を運営している。  
 ・「①経常収支比率」は、令和元年度以来103%前後で推移しており黒字を維持している。黒字による純利益は企業の開始時より抱えている欠損金に補填され「②累積欠損金比率」は減少傾向にある。  
 ・流動資産の増加率に比して流動負債の増加率が大きいことから「③流動比率」は減少している。流動負債の増加率が大きい要因は、元利均等償還方式による企業債の償還年次の進行により元金償還額が増加しているためであり、今後もこの傾向が続くと推測される。  
 ・「④企業債残高対事業規模比率」は減少傾向にあり、汚水処理人口普及率の上昇によるスケールメリットが発揮されつつあるといえる。なお、類似団体平均と比して比率が大きいのは雨水事業によるところが大きく汚水事業と雨水事業を同規模で実施しているためと考えられる。  
 ・「⑤経費回収率」の増減は、有収単価が横ばいであることから「⑥汚水処理原価」の増減によるところが大きく、同原価の増減は事業量の増減による。  
 ・「⑧水洗化率」は、下水処理区域の拡大による普及率の増加を回りつつ、水洗化人口も一定の水準を維持している。  
 ・今後も事業規模の拡大を行っていく予定であり、事業開始から30年程度経過後の令和20年ごろまでは企業債の残高が上昇する見込みである。

### 2. 老朽化の状況について

・「①有形固定資産減価償却率」は11.15%、「②管渠老朽化率」は全く類似団体と同規模で事業が推移しているといえる。  
 ・汚水施設については、整備が直近10年程度と比較的新しいため老朽化の状況はない。  
 ・雨水施設については、本市は低地にあり、昭和30年代より汚水処理に先行して雨水排除のため都市下水路として整備してきた。  
 ・汚水施設の整備に合わせて、雨水施設を公共下水道の施設として位置づけ、順次整備している。雨水管の整備とともに老朽化した雨水ポンプ場の改築更新が急務となっている。  
 ・令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した雨水管渠について計画的に更新を行っていく予定である。今後、重要な幹線の点検に向けて準備を進めていく。

### 全体総括

・引き続き汚水処理人口普及率の拡大に努め、規模を拡大し、汚水処理原価の低減・収益性の向上を図っていく。  
 ・合わせて都市下水路として整備した雨水施設を順次公共下水道に取り込み、老朽化した雨水施設の改築更新を行っていく。  
 ・令和元年度に地方公営企業法の財務規定等を適用したことに伴い同年度末に経営戦略の見直しを行った。令和6年度までは現行の経営戦略に基づき事業運営を行い、同年度に見直しを行う予定である。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。